

## 福岡市NPO活動推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市NPO活動支援基金（以下「基金」という。）を活用し、公募によりNPOの公益的な活動に必要な資金の一部を補助する福岡市NPO活動推進補助金（以下「補助金」という。）について、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金を交付する対象となる団体は、下記に定める要件を満たす特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）に定める特定非営利活動法人とする。

- (1) 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあること。
- (2) 直近の事業年度における申請団体の総事業費に占める非営利活動に係る事業費の占める割合が、100分の50以上であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) NPO法第29条に規定する事業報告書等を都道府県又は指定都市の条例に基づき、毎事業年度、所轄庁に提出していること。
- (6) 平成24年4月1日以降、補助金の交付実績が通算3回未満であること。（ただし、補助金の申請年度の前年度に当該団体への助成を希望する寄附金がある団体の申請についてはこの限りではない。）

### (補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は、補助対象団体が行う地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、次の各号のいずれかに該当する活動（宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。）に係る経費（以下「活動経費」という。）とする。

ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等は補助の対象としない。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動

- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) NPO法第2条別表の第1号から第19号までの各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動
- (21) 法人の経営基盤の強化につながる活動（ただし、補助金の申請年度の前年度に、当該団体への助成を希望する寄附金がある団体に限る。その場合、申請額は寄附金額を上限とする。）

（補助金の額）

- 第4条 1年度当たりの補助金の総額は、予算に定める額の範囲内で、補助年度の前年度末福岡市NPO活動支援基金残高（市の出資金額を除く）を限度とする。
- 2 年間補助金総額は、年度ごとに決定する。
  - 3 同一団体の同一事業に係る補助の回数は、1年度につき1回限りとする。
  - 4 補助金の上限額は、補助対象経費の80%以内とする。ただし、補助金の申請年度の前年度に当該団体への助成を希望する寄附金がある団体については、その寄附金額までは、補助対象経費の100%とする。

（補助金の交付の申請）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長に対しその定める期日までに、福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支計画書
  - (3) 事業スケジュール
  - (4) 団体の概要書
  - (5) 役員名簿

（評価委員会の設置）

- 第6条 市長は、補助金交付の申請があった事業を評価し、市長に意見を述べる組織として福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（事業説明会等）

- 第7条 市長は、申請団体が補助申請事業について説明を行う事業説明会及び事業報告会を公開で開催することができる。

（補助金の交付決定）

- 第8条 市長は、第5条の申請があったときは、公開による委員会を開催し、委員の意見を参考に、補助金の交付先、額等を決定するものとする。
- 2 市長は、前項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
  - 3 委員会は、評価に当たって、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるもの

とする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 4 市長は、第1項の規定により補助金を交付することを決定したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、福岡市NPO活動推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定をうけた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金交付決定の後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。（軽微の変更は除く）
  - (2) 補助事業を中止し、廃止するとき。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。
  - 3 市長は、第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消し又は変更したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等決定通知書（様式第5号）により、補助団体に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第10条 補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（調査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途に関する調査を行い、又は前項の書類、帳簿等の提出を求めることができる。

（実績報告）

第12条 補助団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定の属する会計年度が終了したときは、速やかに福岡市NPO活動推進補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
  - (2) 事業の経過及び成果を証する書類等
- 2 補助団体は、第7条による事業報告会が開催された場合は、補助事業の活動成果を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを福岡市NPO活動推進補助金実績調査確認書（様式第7号）により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市NPO活動推進補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助団体に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第14条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
  - (4) 交付した補助金に余剰が生じたとき。
  - (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付取消決定通知書（様式第9号）により、補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、第9条第2項及び前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、または変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体に役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- この要綱は、平成16年9月1日から施行する。  
この要綱は、平成18年1月1日から施行する。  
この要綱は、平成18年10月1日から施行する。  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年12月3日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（期間）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成29年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。